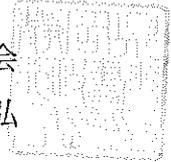


静行発第 160 号

令和 2 年 9 月 17 日

(一社) 静岡県建設業協会  
会長 石井源一様

静岡県行政書士会  
会長 平岡康弘



### 行政書士制度広報月間のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、当会に格別なるご理解ご協力を賜り誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

さて、毎年当会では、総務省及び静岡県のご後援を得て「行政書士制度広報月間」を 10 月 1 日から同月 31 日まで実施しております。

当月間実施の趣旨としましては、広く県民の皆様には行政書士法と行政書士制度をご理解いただくとともに、行政書士法の適正な運用により社会秩序を守り、もって行政書士が県民の要望に応えることにあります。

そのため、当会では、会員に対し、行政手続きの円滑な実施に寄与し、県民の利便に供する行政書士として、日々研鑽を積むよう指導に努める傍ら、行政書士制度の PR 活動を進めておりますが、未だその周知徹底が充分とは言えないため、直接県民に働き掛ける運動を、別紙要領により展開する予定であります。

つきましては、貴会におかれましても、趣旨をご理解いただきますとともに、所属会員の皆様に対し、周知くださいますようお願い申し上げます。 敬白

別紙

## 静岡県行政書士会行政書士制度広報月間実施要領

- 第1 実施期間 令和2年10月1日（木）から10月31日（土）までの1か月間
- 第2 目的 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動に積極的に取り組み、行政手続きの円滑な実施に寄与し、県民の利便に資する行政書士の社会性を強調して県民の理解と信頼を得ることを通し、行政書士制度の普及浸透を図る。
- 第3 活動内容
- (1) 行政書士電話相談  
日時 令和2年10月1日（木）から3日（土）までの3日間  
午前10時から午後4時まで  
場所 静岡県行政書士会館相談室  
電話 054-254-3003
- (2) 無料相談所開設  
月間中に県下市町の会場で当会の各支部が開催
- (3) 問い合わせ先  
静岡県行政書士会（静岡市葵区駿府町2番113号）  
電話 054-254-3003 FAX 054-254-9368  
E-mail:shizuoka@sz-gyosei.jp  
<http://www.sz-gyosei.jp/>
- 第4 行政書士電話相談及び無料相談内容
- (1) 許可、認可等の手続きに関する相談  
(例) 農地法（3条・4条・5条・非農地）、都市計画法（開発行為・建築）、  
国有財産（用途廃止・売却）、道路・河川及び水路（使用・占用・付替）、  
建設業（新規・更新・経審）、運輸交通（運送業・車庫証明・自動車登録）、  
旅館業、飲食店営業等、風俗営業、産業廃棄物（収集・運搬・処理）、  
入国管理（在留・永住・帰化・結婚）等
- (2) 権利義務、事実証明に関する相談  
(例) 法人設立、相続（遺言・遺産分割）、贈与、売買、契約、福祉（保険・医療・年金・介護）等
- (3) 行政手続きに関する相談  
(例) 申立先、処理期間、審査基準、行政不服申立手続等
- 第5 その他  
毎月第1水曜日に、静岡県行政書士会会館において電話による無料相談を行っております。